**協議第１８号**

# 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年　６月２６日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併検討協議会
会　長　　中　村　功　一

記

１．　新市に１つの農業委員会を設置することとし、その選挙委員の定数は法令に基づき類似都市を参考に合併時までに調整を行う。
　ただし、平成１７年７月１９日までの間は、農業委員会等に関する法律第３４条を適用し、合併関係市町の農業委員会をそのまま引継ぐ。

２．　新市の農業委員会の選挙は、選挙区を設け実施する。選挙区の区域は、新市の最初の選挙までに調整する。

資料 1

| 協議事項 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 協定項目No. | 6 |
|---|---|---|---|

# 新市の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いフロー図

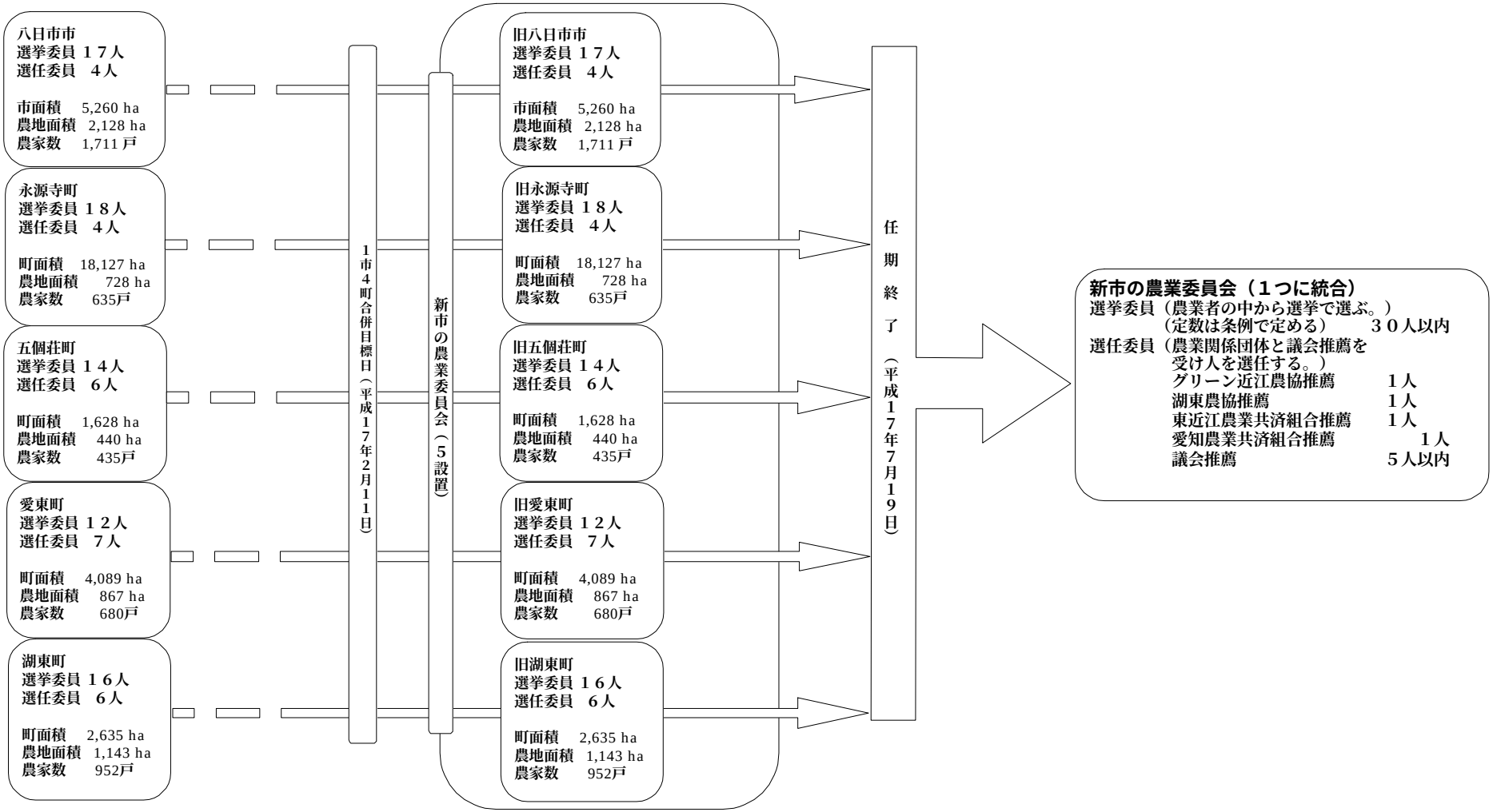

資料　2

| 協議事項 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 協定項目No. | 6 |
|---|---|---|---|

# 新市の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの考え方

農業委員会の委員の定数及び任期については、新設合併の場合大きく分けた場合、次の５つの方式が考えられる。

| | パターン① | パターン② | パターン③ | パターン④ | パターン⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| 選挙委員 | 合併時に１つに統合し、新市施行後５０日以内に設置選挙を行い、新たに委員を選ぶ。 | 合併時に複数に統合し、新市施行後５０日以内に設置選挙を行い新たに委員を選ぶ。 | 合併時に１つに統合し、合併関係市町の委員を１年を超えない期間、引続き委員とする。 | 合併時に複数に統合し、合併関係市町の委員を１年を超えない期間、引続き委員とする。 | 統合は行わず、任期満了日まで引続き委員とする。 |
| 選任委員 | 新市において新たに選任する | 新市において新たに選任する | 新市において新たに選任する | 新市において新たに選任する | 任期満了日まで引き続き委員とする。 |

**<提案内容の考え方>**

行政の効率化の観点から、新市施行後は新たな委員定数にて１つの農業委員会を設置することが望ましいが、設置選挙を行った場合約２ヶ月間許認可事務が滞り、住民生活に支障をきたすことが危惧される。

そこで、現在の農業委員の任期である平成１７年７月１９日まで、合併関係市町の農業委員会を新市施行後もそれぞれ引き継ぎ、任期終了後新たに新市に１つの農業委員会をおく。この場合、約５ヶ月間旧の体制で許認可事務が出来るとともに、その期間内で住民周知、関係資料の統合、新市の区域の把握等が行え、事務の停滞が起こらないと考えられる。

これらのことより、合併当初はパターン⑤を採用し、農業委員の任期が切れる平成１７年７月１９日以降はパターン①を採用する。（選挙については新市が施行されているので、任期満了日以前に行われる。）

資料　3

| 協議事項 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 協定項目No. | 6 |
|---|---|---|---|

## 現在の農業委員会委員の定数及び任期

| 八日市市 | 永源寺町 | 五個荘町 | 愛東町 | 湖東町 |
|---|---|---|---|---|
| ①選挙による委員　１７人<br>②選任による委員　４人<br>＊選任委員内訳<br>ＪＡグリーン近江農協推薦　１人<br>東近江農業共済組合　１人<br>議会推薦　２人<br>●部会　農地・振興<br>●任期<br>平成１７年７月１９日<br>（各市町同じ時期に任期満了となる） | ①選挙による委員　１８人<br>②選任による委員　４人<br>＊選任委員内訳<br>ＪＡグリーン近江農協推薦　１人<br>東近江農業共済組合　１人<br>議会推薦　２人<br>●部会　なし<br>●任期<br>平成１７年７月１９日<br>（各市町同じ時期に任期満了となる） | ①選挙による委員　１４人<br>②選任による委員　６人<br>＊選任委員内訳<br>ＪＡグリーン近江農協推薦　１人<br>議会推薦　５人<br>●部会　なし<br>●任期<br>平成１７年７月１９日<br>（各市町同じ時期に任期満了となる） | ①選挙による委員　１２人<br>②選任による委員　７人<br>＊選任委員内訳<br>湖東農協推薦　１人<br>愛知農業共済組合推薦　１人<br>議会推薦　５人<br>●部会　なし<br>●任期<br>平成１７年７月１９日<br>（各市町同じ時期に任期満了となる） | ①選挙による委員　１６人<br>②選任による委員　６人<br>＊選任委員内訳<br>湖東農協推薦　１人<br>愛知農業共済組合推薦　１人<br>議会推薦　４人<br>●部会　なし<br>●任期<br>平成１７年７月１９日<br>（各市町同じ時期に任期満了となる） |

資料 4

| 協議事項 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 協定項目No. | 6 |
|---|---|---|---|

## 各市町の基準農業者数

| | 行政面積 | 農家数（基準農業者数） | 農地面積 | 選挙による委員の定数の基準 | 選挙による委員の条例定数 | 選任による委員 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 法１２条１号委員 | 法１２条２号委員 |
| | ha | 戸 | ha | 人以下 | 人 | 人 | 人 |
| 八日市市 | 5,260 | 1,711 | 2,128 | 30 | 17 | 2 | 2 |
| 永源寺町 | 18,127 | 635 | 728 | 20 | 18 | 2 | 2 |
| 五個荘町 | 1,628 | 435 | 440 | 20 | 14 | 1 | 5 |
| 愛東町 | 4,089 | 680 | 867 | 20 | 12 | 2 | 5 |
| 湖東町 | 2,635 | 952 | 1,143 | 20 | 16 | 2 | 4 |
| 合計 | 31,739 | 4,413 | 5,306 | | 77 | 9 | 18 |

資料　5

| 協議事項 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 協定項目No. | 6 |
|---|---|---|---|

## 農業委員会委員の定数及び任期に関する法令（№1）

**農業委員会等に関する法律**

（設置）
第３条１項　市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
２項　その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあっては、市町村長は、当該市町村の区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）
第７条１項　農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
２項　前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）
第10条の２　農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
２項　市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることが出来る。
３項　前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなくてはいけない。
４項　第２項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区がもうけられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

（選任による委員）
第１２条　市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
（１）　農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第30条の2第1項の経営管理委員会を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各1人
（２）　当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（選任による委員）
第１５条１項　選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。
２項　補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
３項　選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
４項　第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
５項　第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

資　料　6

| 協　議　事　項 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 協定項目Ｎｏ． | 6 |
|---|---|---|---|

# 農　業　委　員　会　委　員　の　定　数　及　び　任　期　に　関　す　る　法　令　（№2）

（境界の変更の場合の特例）
第３４条　市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員 会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

**農業委員会等に関する法律施行令**

（２以上の農業委員会を置くことができる市町村）
第１条の３　法第３条第２項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。
（農業委員会を置かない市町村）
第２条　法第3条第5項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあっては360ヘクタール、都道府県にあっては90ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）
第２条の２　農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 区 | 分 | 定数の基準 |
|---|---|---|
| 1 | （１）　その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会<br>（２）　10アール（北海道にあっては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会 | ２０人以下 |
| 2 | 1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会 | ３０人以下 |
| 3 | その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会 | ４０人以下 |

（選挙区の基準）
第５条　法第１０条の２第２項の規定により農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が５百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が６百以上となるようにしなければならない。

資料　7

| 協　議　事　項 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 協定項目Ｎｏ． | 6 |
|---|---|---|---|

## 農　業　委　員　会　委　員　の　定　数　及　び　任　期　に　関　す　る　法　令　（№3）

**市町村の合併の特例に関する法律**

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第８条１項　市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

（１）　新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

（２）　他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

２項　前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

３項　農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第１項の指定都市（以下指定都市という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

４項　第６条第８項の規定は、第１項の協議について準用する。